

政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令の概要

自治行政局選挙部政治資金課

1. 概要

目次を付し、枝番号を解消するなど規則全体の体裁を整えるとともに、これまでの運用実態を踏まえ、「政治資金等申請・届出オンラインシステム」の更新に併せ、文言の明確化、様式の明確化を図るもの。

2. 主な改正内容

- (1) 法第18条の2第1項の規定により政治団体とみなされる者に係る政治団体台帳について、他の政治団体台帳と区分し、その調製の日から5年間保存するものとする。 (第5条第4項関係)
- (2) 法第12条第2項の規定により提出する領収書等又は振込明細書の写しは、当該領収書等又は振込明細書を複写機により日本工業規格 A 列四番の用紙に複写したものとする。 (第9条第4項関係)
- (3) 少額領収書等の写しの提出期間の延長について、30日を超える延長が必要な場合の要件、延長期間及び手続きを明確にすること。 (第19条及び第20条関係)
- (4) 政治団体が提出又は届出する書類に添付する書類のうち当該政治団体以外の者が作成するものについて、電磁的記録により作成することができるようにすること。 (第40条及び第41条関係)
- (5) 政治資金団体の指定の取消しの届出、資金管理団体の指定の取消し等の届出について、新たに様式を定めること。 (別記第10号様式、第24号様式及び第25号様式関係)
- (6) 目次を付し、枝番号の解消を図るなど規則の体裁を整えるとともに、文言等の整理を行うこと。

3. 施行期日

原則として平成27年7月1日（新「政治資金等申請・届出オンラインシステム」の運用開始日）から施行

(参考)

政治資金適正化委員会に関連する条文について

政治資金適正化委員会に関連する条文に係る改正の概要については以下のとおり。

第9条（旧第10条）

振込明細書に支出の目的が記載されている場合の取扱い等、現行の手続の明確化

第17条（旧第14条の2の3）

業務制限の対象となる者を明確化するため文言を修正

第25条（旧第14条の3）

「政治資金適正化委員会が必要であると認めたもの」を「政治資金適正化委員会が定める事項」に明確化

第27条（旧第14条の5）

「政治資金適正化委員会が必要であると認めたもの」を「政治資金適正化委員会が定める書面」に明確化

第26条（旧第14条の4）・第28条（旧第14条の6）～第33条（旧第14条の12）

規則の体裁や文言の整理